

改正 平成19年4月1日
平成30年4月1日

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 一橋大学学則(平成16年規則第2号。以下「学則」という。)第96条の規定に基づく授業料の免除及び同第95条の規定に基づく授業料の徴収猶予については、他に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(免除の対象)

第2条 授業料の免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合
 - イ 学則第87条第1項に規定する各期の授業料の納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ロ イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 三 独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の給付対象者となった場合

2 前項第2号の免除は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料とする。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、本人が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料とする。

(免除の許可)

第3条 前条の免除の許可は、本人の申請に基づき、一橋大学学生委員会(以下「学生委員会」という。)の議を経て、学長が行う。

(免除の取扱い及び額)

第4条 授業料の免除の申請及び許可は、年度を2期に分け、前期(春学期及び夏学期)及び後期(秋学期及び冬学期)ごとに行うこととし、免除の額は全額又は半額とする。

(免除の申請)

第5条 授業料の免除を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、免除の申請をしなければならない。

- 一 授業料免除願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

2 前項の規定にかかわらず、授業料の免除を受けようとする者が、同一年度内に既に免除の申請を行っており、かつ、申請時において前回の申請時から申請に必要な情報に変更のない場合は、前項第1号及び第5号に掲げる書類のみを提出し、免除の申請を行うことができる。ただし、留年者、修業年限超過者、残留者、仮進学者については、この限りでない。

(徴収猶予の対象)

第6条 授業料の徴収猶予は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難と認められる場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があり、学長が相当と認める事由がある場合

(徴収猶予の取扱い及び期間)

第7条 授業料の徴収猶予の申請及び許可は、年度を2期に分け、前期(春学期及び夏学期)及び後期(秋学期及び冬学期)ごとに行うこととする。

2 授業料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとし、前期分については9月末日、後期分については2月末日を超えないものとする。

(月割分納)

第8条 第6条のいずれかに該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び納付期限)

第9条 月割分納の額は、授業料半期分の6分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月の月末までとする。ただし、当該月に卒業又は修了する場合は当月の15日までとする。

(徴収猶予の申請)

第10条 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、徴収猶予の申請をしなければならない。

- 一 授業料徴収猶予願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

(徴収猶予の許可)

第11条 徴収猶予の許可は、第3条に準じて行う。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当した場合は、学生委員会の議を経て、学長が許可を取り消す。

- 一 申請の理由が消滅した場合
- 二 虚偽の申請が明らかになった場合
- 2 前項第2号に該当する場合は、次期の免除申請の対象としないこととする。
- 3 授業料の半額免除の許可を受けた場合及び免除又は徴収猶予が不許可となった場合、並びに第1項の許可の取消を受けた場合は、直ちに該当する額の授業料を納付しなければならない。
- 4 授業料滞納者は、免除又は徴収猶予申請の資格を有しない。ただし、本人の申出を学生委員会が認めたときはこの限りでない。

(死亡等による免除)

第13条 次のいずれかに該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- 二 授業料未納のため除籍された場合
- 三 入学金未納のため除籍された場合
- 2 授業料の徴収を猶予されている者が、その願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。